

## 埼玉県公労使会議設置要綱

### 1 目的

行政、労働団体、経済団体の代表者が雇用・労働の課題に対する認識を共有しながら、効果的な解決策を検討するため、「埼玉県公労使会議（以下「会議」という。）」を設置する。

なお、本会議は「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」第10条の3に基づく協議会（働き方改革推進協議会）に当たるものとする。

### 2 会議の構成

- (1) 会議の構成員は、別紙に掲げる機関・団体の代表者等とする。
- (2) 会議にはオブザーバーを置くことができるものとする。オブザーバーは会議において意見を述べることができる。

### 3 会議の開催

- (1) 会議は、出席者にそれぞれ対等な立場における自由闊達な発言を促すため、いわゆる円卓会議方式とする。
- (2) 会議に進行役を置く。
- (3) 会議の構成員は、代理の者を出席させることができる。
- (4) 会議には、オブザーバー、有識者その他関係者の出席を求めることができる。
- (5) 原則として、会議の冒頭のみ公開とする。
- (6) 具体的な取組について検討するため、会議に下部組織として「幹事会」を置く。幹事会は随時開催とし、幹事会の運営は会議に準ずるものとする。

### 4 会議の役割

- (1) 会議では、雇用・労働の課題についての認識の共有を図り、効果的な解決策を討議する。
- (2) 会議のテーマは、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等により、非正規雇用対策をはじめ若者の定着支援、シニア・女性の活用、人材育成を図る等働き方改革全般に関することとし、追加することができる。
- (3) 会議での取組、成果等は、適宜公表する。

### 5 事務局

会議の運営に関する事務は、埼玉労働局雇用環境・均等部企画課において処理する。

### 6 その他

会議の運営に関する事項は、必要によりその都度会議に諮り、決定する。

#### 附 則

平成30年11月8日施行

令和2年2月19日改正

令和5年2月15日改正

令和5年4月1日改正

令和6年2月8日改正

別紙

機関・団体	職
埼玉県	知事 産業労働部長
埼玉労働局	局長
日本労働組合総連合会埼玉県連合会	会長
埼玉県経営者協会	会長
埼玉県商工会議所連合会	会長
埼玉県商工会連合会	会長
埼玉県中小企業団体中央会	会長
埼玉中小企業家同友会	代表理事 代表理事
埼玉経済同友会	代表幹事 代表幹事